

「銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部を改正する件（案）」に寄せられた意見の回答

関係条項	意見	回答案	提出先
その他	<ul style="list-style-type: none"> 改正案では、「銀行グループと他の金融機関グループとが従属業務を営む会社を共同設立する場合の当該グループからの収入依存度は当該会社の総収入の90%以上」とされていますが、単独の銀行グループの従属業務を営む会社の収入依存度が段階的に緩和されてきたという実情もあり、銀行経営の一層の効率化（例えば、複数の銀行による従属業務を営む子会社の合併等）を図る観点からすれば、告示施行後の状況を踏まえた上で、銀行グループと他の金融機関グループの共同設立による従属業務を営む会社の収入依存度の緩和を検討していただきたい。 	告示施行後の状況等を踏まえ、更なる緩和が必要かどうか慎重な検討が必要と考えています。	(社) 第二地方銀行協会

「保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの小会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」の一部を改正する件（案）」に寄せられた意見の回答

関係条項	意見	回答案	提出先
(改正の趣旨)	<ul style="list-style-type: none"> 改正の趣旨には、「他の金融機関グループと共同で設立（5%以上出資）することを可能となる」との記載がありますが、公表されている告示案、保険業法・同法施行規則の該当条項においても、他の金融機関グループを収入依存先とする際に、当該他の金融機関グループからの出資は要件とされておりません。他の金融機関グループからの出資がなくとも、当該他の金融機関グループを収入依存先として、新たに設けられた基準（90%以上等）をクリアすれば、保険会社および保険持株会社が子会社とすることができる従属業務会社に該当するとの理解でよろしいでしょうか。 	貴見のとおりです。	(社) 生命保険協会

<p>第2条第2項第1号 口 (第8条第2項第1 号口)</p>	<p>・告示案第2条第2項第1号口の「当該保険会社に係る集団に属するすべての他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団において、それぞれの者に属する他の保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があること。」とは、従属業務会社が収入依存先とする他の保険会社グループ（注1）が複数ある場合に、他の保険会社グループ毎に保険業を行う会社からの収入が必要であることを規定しているとの理解でよろしいでしょうか。また、他の保険会社グループに複数の保険会社が含まれる場合もそのうち1社からの収入があればよいとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>（注1）他の保険会社（次の①②③以外の保険会社）、その子会社、当該他の保険会社を子会社とする保険持株会社および当該保険持株会社の子会社の集団</p> <p>① 当該従属業務会社を子会社とする保険会社 ② ①の子会社である保険会社 ③ ①を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社</p> <p>保険持株会社に関する第8条第2項第1号口についても、同様に、当該従属業務会社が収入依存先とする他の保険（持株）会社グループ（注2）が複数ある場合は、他の保険（持株）会社グループ毎に保険業を行う会社からの収入が必要となるとの理解でよろしいでしょうか。また、他の保険（持株）会社グループに複数の保険会社が含まれる場合もそのうち1社からの収入があればよいとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>（注2）当該従属業務会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社以外の保険会社とその子会社の集団、または他の保険持株会社（当該従属業務会社を子会社とする保険持株会社以外の保険持株会社）とその子会社の集団</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>(社) 生命保険協会</p>
<p>第3条から第5条まで 第9条から第11条まで</p>	<p>・銀行等、証券専門会社等または信託専門会社等の業務のための従属業務会社につきましては、従来、現告示第3条から第5条までまたは第8条から第10条までにおいて第2項または第7条の規定を読み替えて準用することにより、保険業を行う会社からの収入がなくとも、その従属業務の内容に応じ、銀行等、証券専門会社等または信託専門会社等のいずれかからの収入があれば、保険会社または保険持株会社の子会社として認められていたと理解しております。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>(社) 生命保険協会</p>

	告示案において、第3条から第5条までおよび第9条から第11条が準用する第2条第1項第1号および第8条第1項第1号が修正されておりますが、銀行等、証券専門会社等または信託専門会社等の業務のための従属業務会社に係る収入依存度規制につきましては、上記の取扱いに変更がない、との理解でよろしいでしょうか。		
第2条第1項及び第2項	・従属業務を営む子会社において他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団からの収入がある場合であっても、第2条第1項の規定する要件（当該保険会社、その子会社等からの収入が50%以上）を充足する場合は、第2項の適用はないという理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。	（社）日本損害保険協会
第2条第2項	・柱書中の「他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団」から従属業務を営む会社への出資等はなくとも、当該規定が適用されるという理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。	（社）日本損害保険協会
第2条第2項第1号 口	・「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入」があることが求められていますが、90%の内訳の制限はなく、当該子会社の親会社等への収入依存度が他の保険会社グループへの収入依存度より小さいことも許容されるものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	（社）日本損害保険協会